

【令和4年第2回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和4年2月17日 総務委員長 斎藤 伸志

○「議案第43号 令和3年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

\* 処遇改善の確認方法について

本事業の実施に当たっては、まず、事業者側から提出される事業計画書により補助要件の確認及び支給決定を行い、支給後については、事業実績報告書と併せて提出される賃金規定や賃金台帳等により、適切な賃金の支給等について確認を行う。

\* 処遇改善で求められる賃上げの額について

事業所における保育士等の賃上げに要する総額が補助された金額以上となる必要があり、同時に、4月以降については、最低でも改善額全体の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当により行うことが求められている。

\* 民間の放課後児童クラブを補助対象外とした理由及び他都市における状況について

今般の補助は、国の子ども・子育て支援交付金の対象施設を補助対象とするものである。子ども・子育て支援交付金は、市町村が策定する事業計画に基づいて実施される事業を対象とし、本市においては、子ども・若者の未来応援プランがその計画に当たり、同計画においては、わくわくプラザのみが位置付けられているため、民間の放課後児童クラブを補助対象外としている。なお、他都市における民間の放課後児童クラブ等への補助金支給の状況については把握していない。

\* 令和4年度以降の処遇改善に係る予算額について

令和4年10月以降は公定価格により対応がなされるため、当該事業に要する費用として、2億3,000万円余を一般財源で計上している。令和5年度以降は通年化するため、毎年、一般財源において、その2倍に当たる費用の計上が必要となる。

\* 申請に係る周知スケジュールについて

詳細なスケジュールは決定していないが、2月中には事業計画書による申請を受ける予定である。

\* 本事業による本市への経済効果について

本事業の趣旨は、他業種に比べ賃金水準が低い保育士等の処遇改善を行うものであり、今後、保育士の人材確保等において、一定の効果が生じるものと認識している。

《意見》

\* 放課後児童クラブ等の民間の自主学童保育への高まるニーズを背景に、現在、国は施設整備費や運営費の補助を行っている。国における補助金交付に係る問答集においては、補助金の交付が4月以降となる場合においても交付対象となる旨が記載されているため、国の施策の趣旨も勘案し、民間の自主学童保育も新たに補助金の交付対象としてほしい。

- \* 令和４年１０月以降、一般財源における予算措置が必要となる本事業について、一部の報道によると地方交付税措置がなされると聞いているが、本市は不交付団体であり、今後の財政運営への影響が懸念されるため、国の動向等をしっかり注視してほしい。
- \* 本事業は国における成長と分配の経済対策の一環として行われるものであり、今後も同趣旨の事業が実施されると思われるため、本市経済への波及効果についても予測し、適切に対応してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決